

第14次労働災害防止推進 計画について

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

労働災害防止計画とは

- ◆ 労働災害防止計画とは、労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が定める計画です。
- ◆ 労働災害を減少させるために、重点的に取り組む事項を定めた5か年の計画となります。

【労働安全衛生法 第6条】

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。



厚生労働省では、令和5年3月8日に
「第14次労働災害防止計画」
を策定しています。

滋賀労働局が策定した 第14次労働災害防止**推進計画**とは...

滋賀労働局では、厚生労働省が策定した「第14次労働災害防止計画」の内容に沿って、令和5年3月30日に「第14次労働災害防止**推進計画**」を策定しました。

滋賀労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画は、法律に基づく厚生労働省版の「第14次労働災害防止計画」を「**推進するための計画**」という位置付けとなります。



第14次労働災害防止推進計画は、「14次防」と呼称しています。

14次防の計画期間と重点事項

計画期間

令和5年度から令和9年度までの5か年の中期計画とする。

重点事項 ~ 7つの柱 ~

業種別の労働災害防止対策の
推進

製造業、建設業、陸上貨物運送
事業、林業

労働者の作業行動に起因する労働
災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策
の推進

多様な働き方への対応や外国人
労働者等の労働災害防止対策の
推進

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産
業保健活動

化学物質等による健康障害防
止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中
症、騒音、電離放射線

個人事業者等に対する安全衛
生対策の推進

14次防の目標（アウトプット指標とアウトカム指標）

14次防では、アウトプット指標(1)及びアウトカム指標(2)の達成を目指すととしています。

- 1 『アウトプット指標』...計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項で、計画の進捗状況を把握するための指標とするもの。
- 2 『アウトカム指標』.....事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項で、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標とするもの。

(1) 業種別の労働災害防止対策の推進

2022年の死傷者数は2023年1月末集計

	アウトプット指標	アウトカム指標
製造業	機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 (2022年 106人 2027年 目標100人以下)
建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	建設業の死亡者数を2027年までにゼロとする。 (2018年2人'19年 2人'20年 6人'21年1人'22年2人)
道路貨物運送業	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	道路貨物運送業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 (2022年 125人 2027年目標 118人以下)
林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	林業の死亡者数ゼロを継続させる。 (2020年以降 死亡災害発生なし)

14次防の目標（アウトプット指標とアウトカム指標）

アウトプット指標

アウトカム指標

（2）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる転倒災害を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。 （2022年 転倒災害死傷者数 400人） ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。（第13次防期間中の平均休業見込日数45.3日）
<p>介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</p>	<p>増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。 （2022年 腰痛の死傷年千人率 0.45）</p>

（3）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

<p>「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p>	<p>増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 （2022年60歳代以上の死傷年千人率 男2.53 女 3.39）</p>
---	--

（4）多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

<p>母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p>	<p>外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。 （2022年 外国人労働者の死傷年千人率 4.11（全体 2.52））</p>
---	---

14次防の目標（アウトプット指標とアウトカム指標）

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>（5）労働者の健康確保対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 	<p>一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）の年間所定外労働時間数を2027年までに2022年と比較して減少させる。</p> <p>（2022年 年間所定外労働時間数 182.4時間）</p>
<p>50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</p>	<p>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</p>
<p>（6）化学物質等による健康障害防止対策の推進</p>	
<p>労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</p>	
<p>労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</p>	<p>化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間（34件）と比較して、2023年から2027年までの5年間で5%以上減少させる。</p>
<p>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</p>	<p>増加が見込まれる熱中症による期間中の死亡者数をゼロとする。（参考：2018年0人、19年0人、20年1人、21年1人、22年1人）</p>